平成２２年（フ）第２３１号
神戸市長田区長田天神町３－１－１－104、住民票上の住所神戸市長田区西山町４丁目７番22号
債務者　加計　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　破産債権の届出期間　平成22年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８４号
兵庫県加西市市村町143番地の２
債務者　西村　良二（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１００号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤996番地２
債務者　中込　治言
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１３６７号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅４棟523号、事業所所在地大阪市中央区東心斎橋２－２－６　グラストンビル４Ｆ
債務者　Ｂｅｅ　Ｌｔ’Ｄこと　増田　幸広
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９７号
大阪市北区万歳町３－３　エストアベニュー401、住民票上の住所大阪市北区中崎２丁目２番12―902号
債務者　由里　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４６号
大阪府箕面市坊島１丁目６番24号
債務者　宇喜田電工こと　宇喜田　尚
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５５３号
大阪市住吉区長居東２丁目７番７―506号
債務者　南條ふじ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７７号
大阪府池田市石橋３丁目５番13号　ＯＨＪＩハイツ201　杉本方、前住所大阪府高槻市清水台１丁目８番26号
債務者　エトるソワこと　山本　憲二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９４号
福岡市西区内浜１丁目６番２―503号
債務者　吉永　直子（旧姓市村）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第５地割48番地10
債務者　澤尻　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２２号
岩手県九戸郡洋野町大野第28地割84番地
債務者　上野　安浩
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1846番地１　レオパレスカンタービレ108
債務者　根岸　秀一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２５７号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―911号
債務者　前田三津子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７０号
大阪府八尾市刑部４丁目248番地の２、前住所大阪府八尾市美園町１丁目63番地の２　エスペラール603号
債務者　藤田　和正
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番13―505号
債務者　福留エミ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２０号
大阪市平野区加美東７丁目２番５―501号、前住所大阪市西成区千本中１丁目１番１―903号
債務者　寺坂　親倫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部